

## 都市ガス供給条件における重要事項

### -東邦地区等-

#### 1. 契約の成立、契約期間、解約、加入要件

- (1) ガス小売契約は、お客様からのお申し込みを、当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、契約が成立した日から、ガス料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先だってお客様または当社から別段の意思表示がない場合は、ガス小売契約は、契約期間満了後も同一条件で継続されるものといたします。

#### 2. ガス料金（税込）

- (1) 主契約料金表第4条ハ)の料金表が適用されるお客様（TH-01）

| 料金表 | 1ヵ月のガスご使用量       | 基本料金（円/月） | 従量料金（円/㎥） |
|-----|------------------|-----------|-----------|
| A表  | 0 ㎥から 20 ㎥まで     | 736.23    | 204.21    |
| B表  | 20 ㎥をこえ 50 ㎥まで   | 1,541.22  | 163.96    |
| C表  | 50 ㎥をこえ 100 ㎥まで  | 1,778.33  | 159.22    |
| D表  | 100 ㎥をこえ 250 ㎥まで | 2,015.44  | 156.85    |
| E表  | 250 ㎥をこえ 500 ㎥まで | 2,568.70  | 154.64    |
| F表  | 500 ㎥をこえる場合      | 6,895.98  | 145.98    |

#### 3. 請求金額の計算方法等

- (1) 請求金額等のご案内

月々のガス料金、ガスご使用量、その他お客様へのご案内事項は、原則として当社WEBサービス等にてお知らせいたします。ただし、WEBサービス等の準備が整うまでは、紙面にてお知らせいたします。

- (2) ガス料金の計算方法

ガス料金は、ガスご使用量に応じて、2(1)から(3)に定めるA表からF表の各料金によって、基本料金にガスご使用量に応じて計算する従量料金を加えて計算します。なお、ガスご使用量料金は、原料価格の変動に応じて、原料費調整額を加算あるいは差し引きして計算します。また、お客様が支払期日を経過してなおガス料金をお支払いいただけない場合は、当社は支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて遅滞利息を申し受けることがあります。

・ガス料金の算定期間は、原則として、前月の検針日の翌日から、当月の検針日までの期間といたします。なお、検針日とは、託送約款等により、当該一般ガス導管事業者が払出地点ごとに定例検針を行うことをあらかじめ定めた日といたします。ただし、お客様がガスの使用を開始（もしくは解約）した場合は使用日数に応じて日割り計算いたします。

・ガスご使用量は、当該一般ガス導管事業者等が計量した値をもとにします。ただし、計量器の故障等によってガスご使用量等を正しく計量できなかった場合は、お客様との協議によって定めます。

- (3) ガス料金の支払い義務および支払期日

お客様のガス料金の支払義務は、当該一般ガス導管事業者等が計量した値を当社が受領し、当社にてガス料金の請求が可能となった日に発生します。ガス料金の支払期日は、当社が料金を請求する日としてあらかじめ定めた日とします。また、電気料金とガス料金を合算払いによりお支払いいただく場合の支払期日は、電気料金またはガス料金のうち、その月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生する料金の支払期日といたします。

(4) ガス料金の支払方法

ガス料金は原則として、口座振替もしくはクレジットカード払いによって、一括でお支払いいただきます。

ただし、準備が整うまでの期間は、請求書によってお支払いいただく場合があります。なお、電気料金の支払方法によりお支払いいただく場合で、その支払方法が口座振替の場合、お客様は、ガス料金を電気料金と一括して引き落とされることについて、預金口座振替申込書 自動払込利用申込書の提出に代えて、金融機関に対して承諾するものいたします。

(5) 各種手数料

・請求書発行手数料：当社から郵送による請求書発行の場合は原則として、100 円（税抜）/月の手数料を申し受けます。ただし、WEB サービス等による請求書発行によりお支払いいただく場合については、無料といたします。

#### 4. 当社からの申し出による契約の解約

(1) お客様が、次のいずれかに該当する場合には、契約を解約することがあります。

・料金を支払い期日を経過してなお支払われない場合

・他のガス小売契約（すでに消失しているものを含みます。）の料金を支払い期日を経過してなお支払われない場合

・当社が定めるガス小売供給約款および供給条件によって支払いを要することとなった料金以外の債務（遅滞利息、違約金、その他（ガス小売供給約款および供給条件から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(2) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めて頂けない場合には、契約を解除することがあります。

・お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

・その他、当社が定めるガス小売供給約款および供給条件の内容に反した場合

(3) 契約を解約させていただく場合には、あらかじめ解約日をお伝えいたします。

(4) (1) (2) により、当社がガス小売契約を解除する場合は、解約日に需給を終了させるための適切な処理（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行います。

#### 5. 供給ガスの熱量、圧力、燃焼性

当社は類別 13A のガスを供給いたしますので、13A とされているガス機器が適合いたします。

(1) 熱量 最低熱量：44 メガジュール 標準熱量：45 メガジュール

(2) 圧力 最高圧力：2.5 キロパスカル 最低圧力：1.0 キロパスカル

(3) 燃焼性 供給ガスの属するガスグループ：13A

最高燃焼速度：47 最小燃焼速度：35

最高ウォッベ指数：57.8 最低ウォッベ指数：52.7

#### 6. ガス小売契約消滅後の関係

お客様は、当該一般ガス導管事業者が、ガス小売契約の消滅後、ガスメーター等、当該一般ガス導管事業者所有の供給施設を、設置場所のお客様の承諾をえて、引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものいたします。

#### 7. 需要場所への立ち入りによる業務の実施

お客様は、当社、当社からの委託先または当該一般ガス導管事業者が次の業務を実施するため、お客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。なお、お客様のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 開栓および閉栓のための作業
- (2) 法令に基づく周知および調査のための業務
- (3) ガス小売契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務
- (4) 当該一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務

## 8. 保安に対するお客様の協力

お客様は、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客様は、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。この場合には、当該一般ガス導管事業者は、直ちに適当な処置をとります。
- (2) 当社、当社からの委託先または当該一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客様に当社または当該一般ガス導管事業者がお知らせした方法で中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が普及しないときは、お客様は、(1) の場合に準じて当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。
- (3) お客様は、10（供給施設等の保安責任）(3) のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。
- (4) 当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客様の構内また建物内に設置した供給施設、ガス機器について、お客様に、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5) お客様が供給施設を変更し、または供給施設もしくはガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合、当社を通じて当該一般ガス導管事業者の承諾を得ていただきます。
- (6) お客様は、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取り換え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客様の敷地内の供給施設の管理等について、お客様に協議を求めることがあります。

## 9. 供給の制限等

お客様は、供給の制限等について、次の事項を承諾するものとします。

- (1) 当社または当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給を制限、停止もしくは中止し、またはお客様にガスの使用を制限、停止もしくは中止していただくことがあります。
  - ・災害等その他の不可抗力が生じた場合
  - ・ガス工作物に故障が生じた場合
  - ・ガス工作物の点検、修理、取替、その他工事施工のため必要がある場合
  - ・法令の規定による場合
  - ・ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
  - ・その他保安上必要がある場合
  - ・託送約款等に定める託送供給の制限、停止、もしくは中止の事由に該当する場合（当該一般ガス導管事業者が託送約款等に定める業務を実施するための需要場所への立ち入り等お客様が正当な理由なく拒む場合等）

- (2) (1) の場合には、当社または当該一般ガス導管事業者は、あらかじめその旨をその他適切な方法によってお客様にお知らせすることがあります。

## 10. 供給施設等の保安責任

お客様は、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) 内管およびガス栓等、託送約款等に定めるところによりお客様の資産となるお客様等が所有又は占有する土地と道路との境界よりガス栓までの供給施設については、お客様の責任において管理していただきます。
- (2) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1) の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客様が損害を受けられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。
- (3) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓並びに昇圧供給装置について、お客様の承諾を得て検査します。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査結果を、速やかにお知らせします。

## 11. 周知および調査等の保安業務

- (1) 当社は、お客様に対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電磁的方法等を通じてお客様の閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 当社又は当社からの委託先はガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止の付いていないふろがま、湯沸かし器等のガス機器について、お客様の承諾を得て、ガス事業法令の定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令の定める技術上の基準に適合していない場合には、お客様は調査の結果を当社又は当社からの委託先が当該一般ガス導管事業者に通知することについて、承諾するものといたします。
- (3) 当社又は当社からの委託先は、(2) の通知に係るガス機器について、ガス事業法令の定めるところにより、再び調査いたします。
- (4) 定期調査・定期通知・開閉栓作業・一般ガス導管事業者から依頼があった際の消費機器の事故対応は、以下のとおり、当社からの委託先が対応いたします。
  - イ) 東京ガスエリア  
日本瓦斯が対応します。
  - ロ) 東邦ガスエリア  
当社からの委託先が対応します。
  - ハ) 大阪ガスエリア  
定期調査・定期通知・一般ガス導管事業者から連絡があった際の消費機器の事故対応は関西電力、特定地下街等の定期調査・開閉栓作業は大阪ガスが対応します。

## 12. お客様の責任

お客様は、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客様は、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流する恐れがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客様の所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものとします。）をお客様に負担していただきます。

- (2) お客様は、昇圧供給装置を使用する場合には、託送約款等に定める条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
- (3) お客様はガス事業法第 62 条に基づき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。
  - ・お客様は、当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと
  - ・仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から提出された場合には、お客様は、保安業務に協力しなければならないこと
  - ・改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客様が保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣が当該所有者および占有者に協力するよう勧告できること

### 13. 供給施設等の検査

お客様は、供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客様は託送約款等に基づき、当社を通じて当該一般ガス導管事業者にごガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客様の負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。
- (2) お客様は、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客様のために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等で定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者にご請求することができます。この場合、検査の結果、ガス事業法令の定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客様の負担とします。

### 14. ガス事故の報告

お客様は、消費段階における事故が発生した場合には、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を、当社、当社からの委託先および託送供給依頼者に提供することについて、承諾するものといたします。

### 15. 供給方法および工事

当該一般ガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介してお客様がガスの供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものとします。

### 16. 工事費負担金等相当額の申受け等

当社は、当該一般ガス導管事業者からお客様へのガスの供給に係る工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額の請求を受けた場合、請求を受けた金額に相当する金額を、原則として、当該一般ガス導管事業者の工事着手前に申し受けます。

### 17. 信用情報の共有

当社は、支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合、名義、住所、支払いに関する情報等について、他のガス小売事業者へ提供する場合があります。

### 18. その他

- ・上記に記載がない事項の取り扱いは、当社が定めるガス小売供給約款によります。
- ・当社は、ガス小売供給約款および供給条件の内容を変更することがあります。その場合、原則として、当

社より WEB サービス等を通じてあらかじめお知らせいたします。ただし、WEB サービス等の準備が整うまでは、紙面にてお知らせいたします。

- ・ガス小売供給約款および供給条件の内容は、当社のホームページで確認することができます。
- ・当社またはお客様がガス小売契約内容を変更または更新する場合、原則として、当社より WEB サービス等を通じて、変更または更新後のガス小売契約内容のみをお知らせいたします。なお、変更または更新とならないその他事項については、お知らせを省略する場合があります。ただし、WEB サービス等の準備が整うまでは、紙面にてお知らせいたします。

## 19. 各種お手続き、お問い合わせ

ガス小売契約内容の変更・解約、お問い合わせは、各種お手続き・お問い合わせ先までご連絡ください。なお、ガス小売事業者の変更に伴いガス小売契約を解約する場合は、当該一般ガス導管事業者への託送契約の申込が必要となるためお早めにお申し込みください。

### 各種お手続きお問い合わせ

#### ◆電話によるお手続き・お問い合わせ

お客様サービス部 業務グループ

電話番号 092-692-7548

受付時間 (平日) 9:00~17:30

#### ◆グローバルエンジニアリングの WEB サービスによるお手続き・お問い合わせ

引っ越しのお手続きやご契約の変更などのお申し込みを承ります。

〒813-0011 福岡県福岡市東区香椎 1-1-1 ニシコーリビング香椎 2F

株式会社グローバルエンジニアリング 代表取締役 高橋 宏忠

ガス小売事業者登録番号：A0076

### ■契約解除（クーリング・オフ）に関する事項

当契約が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合で、お客様が契約解除（クーリング・オフ）を行おうとする場合には、下記内容を十分お読みください。

- ① 当社の勧誘を受け、本お申込書により契約を締結した日（その日の前に同法第4条または第18条の書面を受領した場合にあっては、その書面を受領した日）から起算して8日を経過する日までの間は、書面により契約のお申し込みの撤回または契約の解除を行うことができます。
- ② ①に記載した事項に関わらず、お客様が当社が同法第6条第1項もしくは第21条第1項の規定に違反して契約のお申し込みの撤回もしくは契約の解除に関する事項につき不実のことを告げられる行為をしたことにより誤認をし、または、当社が同法第6条第3項もしくは第21条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約のお申し込みの撤回もしくは契約の解除を行わなかった場合には、当社が交付した同法第9条第1項ただし書きまたは第24条第1項ただし書きに定める書面を契約者等が受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客様は、書面により当該契約のお

申し込みの撤回または契約の解除を行うことができます。

- ③ 契約のお申し込みの撤回または契約の解除は、当該契約のお申し込みの撤回または契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生じます。
- ④ 契約のお申し込みの撤回または契約の解除があった場合においては、当社は、その契約のお申し込みの撤回または契約の解除に伴う損害賠償または違約金を請求いたしません。
- ⑤ 契約のお申し込みの撤回または契約の解除があった場合には、既に契約に基づき電気およびガスが提供されたときにおいても、当該電気およびガスに係る対価その他の金銭の支払を請求いたしません。
- ⑥ 契約のお申し込みの撤回または契約の解除があった場合において、契約に関連して金銭を受領しているときは、当社は速やかにその金額を返還いたします。
- ⑦ 契約のお申し込みの撤回または契約の解除があった場合において、契約に係る電気およびガスの提供に伴いお客様等（同法第9条第1項または同法第24条第1項のお申込者等をいう。）の土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

**【書面送付先】**

株式会社グローバルエンジニアリング お客様サービス部 業務グループ  
〒813-0011 福岡県福岡市東区香椎1-1-1 ニシコーリビング香椎2F

**【注意事項】**

電気およびガスへの切り替え日以降に契約解除（クーリング・オフ）をされますと、電気およびガスが使えなくなりますので、契約解除の申請にあたっては、あらかじめ新たな電気およびガスの契約を締結してください。